

公益財団法人 新潟県保健衛生センター
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県保健衛生センター（以下「本財団」という。）の定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とし、概ね週1日以上頻度で定期的に出勤して、業務を遂行する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とする。
- 3 常勤役員の退任に当っては、当該役員の任期に応じて退任報労金を支給することができる。
- 4 非常勤の監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。
- 5 非常勤の理事及び評議員には、報酬等は支給しない。

(報酬等の区分)

第3条の2 常勤役員の報酬等の区分は、役員報酬（役員基本報酬、役員加算報酬）及び職務手当（事務職務手当、医師職務手当）とする。

- 2 常勤役員のうち使用人職務を兼務する役員の報酬については、その兼務状況により一般職の職員に支給される手当（管理職手当、通勤手当）に準じる手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員基本報酬は、次の各号に掲げる額とし、この額をもって退任報労金を算定するときの報酬年額とする。

- (1) 代表理事及び業務執行理事 年額 2,400,000円
- (2) 常務理事及びその他の理事 年額 1,200,000円

- 2 役員加算報酬及び職務手当の上限は、別表1のとおりとし、各々の役員の報酬年額は、その範囲内で理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(退任報労金)

第5条 退任報労金は、常勤役員に就任した後、退任または死亡した場合に支給する。

- 2 退任報労金は、退任時の報酬月額相当額（報酬年額を12で除した金額）に、勤務年数を乗じて得た金額に、別表2に掲げる支給率を乗じて得た金額とする。
- 3 退任報労金は、毎年度末に役員退任報労引当金に計上する。

(非常勤監事の報酬)

第6条 非常勤監事の報酬は、別表3のとおりとする。

(費用)

第7条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、評議員会の議決の日から施行し、公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日から、引き続き役員である者の退任報労金については、適用の日の前日までの期間に対応する分については、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年6月15日から施行し、平成30年7月分の報酬等の支給から適用する。ただし、第4条第1項に定める退任報労金を算定するときの役員基本報酬は、公益財団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。

別表 1 報酬等の上限額

(1) 役員加算報酬（年額）

区分	金額(年額)
代表理事	240 万円以内
業務執行理事	0 円
その他の理事	0 円

(2) 職務手当（年額）

区分	金額(年額)
事務職務	840 万円以内
医師職務	1,200 万円以内

（注）ただし、職務従事日数が週5日に満たない役員については、上表の額に週当たりの職務従事日数を5で除した数を乗じた額を上限とする。

別表 2 役員退任報労金

区分	支給率
理事長	100 分の 70
会長	100 分の 70
副会長	100 分の 65
専務理事	100 分の 60
常務理事	100 分の 55
理事	100 分の 50

（注 1）在職期間中に役職を異にして選任された期間がある場合の報労金の額は、それぞれの役職を退任した日における役員の報酬月額相当額を基として、役職ごとの在任年数に役職ごとの支給率を乗じて得た額の合計額とする。

（注 2）在任年数に 1 年未満の端数が生ずる場合は在任延月数を 12 ヶ月で除して得た数（小数点 2 位以下切り捨て）を在任年数とする。

（注 3）在任年数が 1 期又は 2 年に満たない役員については、この基準を適用しない。

別表 3 監事の監査に係る報酬

一監査業務につきそれぞれ一人 5 万円